

H21年9月議会 一般質問

発言の種類	質疑 <u>各個質問</u> 緊急質問 討論 その他
件名	1. 民主党政権誕生について 2. 教育施設の維持管理状況について 3. 市街化調整区域の公共下水道受益者負担金について 4. 無益な差し押さえについて 5. 市街化調整区域の限定宅地の固定資産課税について
発言の要旨 (討論の場合は 賛成反対の別)	1. 民主党政権誕生について (ア)民主党政権誕生による米子市への影響は? (イ)自民党候補を応援していたが、どういう理由か? (ウ)政権党が変わったが、民主党国会議員とどのように連携 するのか? 2. 教育施設の維持管理状況について (ア)雨漏りの補修状況について (イ)アスベスト対策について 3. 市街化調整区域の公共下水道受益者負担金について ● 調査・研究状況について 4. 無益な差し押さえについて ● 無益な差し押さえの解除の基準、考え方並びに職員 体制について 5. 市街化調整区域の限定宅地の固定資産課税について ● 検討状況について

○（森議員）（登壇） 会派未来の森雅幹です。私は4点にわたって質問をしたいと思います。

まず第1点。去る8月30日、第45回衆議院議員選挙が行われました。米子市におきましては民主党候補が約3,100票差で制したものの選挙区全体ではわずか626票差で自民党現職が制しました。御承知のように、全国ではマスコミの前評判どおり各地で与党大物議員が軒並み苦戦、落選が伝えられ、結果的に民主党308議席、自民党119議席という歴史的、革命的な選挙結果でありました。政権交代は確実となり、9月16日には民主党鳩山政権が誕生する運びとなりました。民主党はこれまで中央集権を廃し、地域主権国家を目指し、都市と地方、貧富の格差を是正するなどとしています。まさに、無血革命といえるほどの政権交代が実現することとなったのであります。市長がかわる以上にこのことは米子市政に大きな影響があるのではないかと私は考えますが、この民主党政権誕生による米子市への影響はどのような影響が考えられるのか、お尋ねをいたします。また、この選挙結果について民主党308議席、そして政権交代、また今回の投票率など、このことについての評価について市長の所見をお尋ねをいたします。次に、新たな民主党政権が誕生するわけですが、この新政権に何を期待をするのかお尋ねをいたします。

大要2点目についてでございます。大要2点目は、公共下水道受益者負担金の問題についてであります。これまで市街化区域の内外で同じ負担金を徴収してまいりましたが、市街化の線引きにより土地の規制は全く違うことになっております。しかしながら、調整区域の受益者負担金は市街化区域の面的整備と同じく敷地面積に応じて負担することとなっております。私は、本年3月議会でこの矛盾点に基づき質問をいたしましたが、公平性の観点から全国的な事例、実態、可能なことは何があるのか調査・研究していく必要が来たと副市長が答弁をしております。現在、どのように調査・研究しているのかお尋ねをいたします。

3点目であります。次に、無益な差し押さえについてお尋ねをいたしますが、国税徴収法におきまして差し押さえ財産の価格と、税に先立つ債権とを比較して、それを満たさない場合は無益であるとの趣旨で、差し押さえを禁止したり、差し押さえの解除を規定をしております。これは19年度末だと思っておりますが、本市には622件に上る差し押さえ事案が存在をし、完納以外では差し押さえを一切解除せず、結果的に事案のほとんどが競売をされ配当なしということで不納欠損処理をされているものであります。昨年12月の私のこの件の質問に際し、差し押さえ解除を行うための基準や考え方、方針を整理すると市長答弁がありました。その後の進展状況について質問をいたします。

最後に、市街化調整区域の限定宅地の固定資産課税についてお尋ねをいたします。これは、市街化調整区域内で分家とか、ある特定目的で特定の

者に開発許可がなされた宅地の課税の問題についてであります。いわゆる限定宅地は開発の許可を得た者以外の者は特定の場合を除き家を建築することができません。結果的に他の者にとっては宅地ではないということであります。固定資産税のもととなる評価額は地方税法341条第5に、その価格を適正な時価と定めております。その意味で線引き後の特定者に限った開発許可を受けた宅地と、線引き以前から宅地であるところとは実勢価格が違はずであります。ところが、本市においては全く同じ評価額として課税をしております。この問題をとらえ、昨年12月に私の質問に対して、限定宅地と既存宅地の間に実勢価格に差が生じていることは認識をしている、固定資産の評価上どのようにあらわすかが問題、問題を解決した上でこの補正を取り入れるべきというふうに答弁がありました。その検討状況についてお尋ねをいたします。

答弁を受けた後に、自席で再質問をいたします。

○（中村議長） 野坂市長。

○（野坂市長）（登壇） 森議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、民主党政権誕生による米子市への影響についてでございますが、マニフェストではさまざまな政策が提言されておりますが、それぞれの政策について制度設計等が明らかになっておりませんので、現時点では本市への影響を推しはかることはできないと思っております。また、衆議院議員選挙の結果についてでございますが、我が国が直面するさまざまな課題に対する民意が反映された結果であると受けとめております。民主党政権には少子高齢化、人口減少社会への対応、地域格差の是正などの地域振興、昨年来の景気悪化の中で経済雇用対策などに取り組んでいただきたいと考えております。

次に、市街化調整区域の下水道受益者負担金の賦課方法についてでございますが、全国の自治体の中で米子市と同規模の市、人口10万から30万人の市でございますが、これらの市を見ますと公共下水道事業を単独で実施している123の事業体がございます、これが約86%でございますけれども、これらの123の事業を行っているところでは受益者負担金を面積で賦課をしておられます。また、残りの約14%のところの事業では、一戸当たり定額で賦課するもの及び定額と面積を併用するなどの方法で賦課を行っておられます。また、県内の他市町村の状況ですけれども、面積で賦課している自治体は3市6町でございます、合併後の鳥取市の一部とその他の自治体は定額で賦課をしております。受益者負担金は下水道建設財源の一部に充当することができる重要な財源でございます、公平に賦課することが重要と考えております。本市の場合、既に市街化調整区域の整備に着手しておりますので、公平性の観点からも引き続き研究したいと思っております。

次に、差し押さえの解除についてでございますが、現在差し押さへの解

除に向けた方針、基準をつくるために差し押さえております不動産を状況ごとに分類しているところでございます。分類の項目は、ほかに財産があり差し押さえがえが可能なもの、分割の納付等により債権額が減少しているもの、競売中のものなどがございまして、この分類結果により塩漬け債権の解消に向けた方針や基準を決めてまいりたいと考えております。

次に、市街化調整区域の限定宅地の固定資産課税についてでございますが、議員御指摘の点につきましては公平、公正な課税を行う上で検討すべき課題の1つと認識しておりまして、これまでの研究の状況といたしましては、まず他都市の状況の収集、不動産鑑定士などの精通者に対する意見聴取など行いながら、限定宅地の固定資産評価額は他の宅地と比べてどの程度補正すべきなのかを研究しているところでございます。しかしながら、近隣の都市においても余り事例がないこともございまして、結論に至るには至っておりません。また、実際に補正を行うために必要な見直し作業につきましても研究しておりますが、調査すべき土地が約2万6,000筆と膨大なことから相当の事務量を要し、計画的な実施が必要であろうと見込んでおりましたが、加えて平成21年10月1日から施行されます米子市市街化区域と一体的な地域等に係る開発等の基準に関する条例に基づき、従来の限定宅地であってもこの条例による指定区域内にあれば一定の要件のもとに他人が取得し自己用住宅を建てるのが可能となりましたことから、今後は当該限定宅地が指定区域内のものであるのかそうでないのかという、また新たなチェックポイントも生じまして作業がより複雑になったと認識しているところでございます。このようにまだ調整すべき点がございまして、引き続き研究し課題解決に向けた取り組みに努めたいと考えております。

○（中村議長） 森議員。

○（森議員） 市長からあっさりした政権交代の評価について答弁がありました。前に、岡村議員の質問もありましたので踏み込んだ答弁はないものと思っておりましたが。そこで今回、長らく続いた自民党政権から民主党政権にかわるということで、これまで自民党政権の中で三位一体の改革で財源と権限が地方に来るということがありながらも、実際には三位一体の改革は財源は来なかったと、こういうようなことがあったわけですよ。ところが今回は、マニフェストの中で民主党は財源と権限を地方へ一括の補助金として移譲するということ、それからまたひもつき補助金を廃し一括交付金化をしていくと、こういうようなことを大きな目玉としてやっております。こういったものについての政策についての所見を伺います。

○（中村議長） 野坂市長。

○（野坂市長） マニフェストには掲げておられますけれども、実際にどのような施策、制度として具体化されるものなのかまだわかりませんので、

それを推しはかるということは現時点ではできないと思っております。

○（中村議長） 森議員。

○（森議員） 新聞報道によると、県が知事にどれぐらい、何億円の影響があるというようなことを数値化をして報告をしたというようなこと、それでそれをもとに知事が民主党の方に、こういった影響があるので影響のないようにしてほしいというような要望をしたというふうな報道がありますが、そういったものに基づいての米子市の試算とか、そういったものはできていないでしょうか。

○（中村議長） 亀井総務部長。

○（亀井総務部長） 具体的な試算はまだ行ってはおりません。

○（中村議長） 森議員。

○（森議員） まだ16日に政権ができるわけで、それ以降ということに当然なるわけで、ないものをいろいろ言ったってしようがありませんので、それについてはそれじゃあ置きます。それでは、若干市長の政治姿勢を含めてちょっと伺いたいと思いますが、今回の衆議院議員選挙は、市長は自民党候補、現職の国会議員を応援されておったと思いますが、こういった意味合いで応援をされていたのか、そのあたりを伺います。

○（中村議長） 野坂市長。

○（野坂市長） 赤沢議員におきましては、これまでも国に対する陳情、また各省庁との調整とか情報収集などで重要なパイプ役として大変御尽力いただいてきておったわけでございまして、これからも御尽力いただきたいということで応援させていただいたところでございます。

○（中村議長） 森議員。

○（森議員） パイプ役として尽力をいただいていた、こういうことですね。かねてマスコミではかなりの前から民主党政権が誕生するのではないかとというような、そういう大きな報道があったわけですが、そこをあえて民主党議員ではなくて自民党候補を応援されてきたと、こういうことであります。そこで、いわば敵対をしてきたわけですが、今後、政権党がかかわったわけなんです、民主党国会議員とどのような連携をしていくのか伺います。

○（中村議長） 野坂市長。

○（野坂市長） 地域で選出されておられます国会議員の皆さんには、いずれもこの地域のために働いていただきたいと思いますと思っております、現在国会議員であられます民主党の議員の先生に対しても、今までもお願いしてきたこともあるわけでございまして、今後当選されました方につきましても、この地域のために活躍いただきたいと思いますと思っております、十分連携をとらせていただきたいと思いますと思っております。

○（中村議長） 森議員。

○（森議員） 市長は、15万市民を代表する市長であるわけですし、今

回の衆議院議員の選挙は民主党候補が米子市においては制していたと、こういうこともあって、それで今後のことなんですけれども、私はやっぱり市政を担当する市長、米子市を代表する市長が、民意が分かれるような形での衆議院選挙、そういったものにどちらかに加担をして、政権党であろうがなかろうが、どういう形でそれを応援していくという形で、私はよくないと思うんですよね。それでどういう結果が起こったとしてもそれがいい結果を後、持っていかないのではないかと。要するに、市長の態度としては、どちらが政権党になろうともそれにはくみしないと、そういった態度をすべきではないかと思いますが、これについてはいかがでしょうか。

○（中村議長） 野坂市長。

○（野坂市長） 先ほど申し上げましたように、赤沢先生自体に関しましては大変今まで御尽力いただいたということもありますし、これからもいろんな人脈等もお持ちでございますので、御尽力いただきたいということで応援させていただいたところでございます。

○（中村議長） 森議員。

○（森議員） これからの話を今、したつもりでいるんですけれども、これからの話で、これまでは、済んだことについてはもうとやかく言っているわけではないので、態度を今後出す必要がないんじゃないかということ言ってるんですね。特にまた今度の選挙も、また政権交代起こるかもしれない、そういった選挙になるんじゃないかなと思います。市長の任期中に次の衆議院選挙があるかどうかということにはわかりませんが、4年後ということになりますから、あるいはそれまでに解散してということになるわけなんですけれども。そういった選挙に今後、市長がそうやって態度示していくのが本当にいいのかどうか、そういったことがあって、私はそういった態度を示さない方がいいんじゃないですかということ言ってるんですけど、それについてのコメントをいただきたい。

○（中村議長） 野坂市長。

○（野坂市長） 私自身で判断させていただきたいと思います。

○（中村議長） 森議員。

○（森議員） 市長の意見としてそれは伺います。私としてはそういった気持ちがあるということをお伝えしたいと思います。これまでの選挙ということの結果を受けての今後また始まる民主党政権での市長の立ち位置、そういったものもまた見ていきたいと、そういうふうに考えております。

それじゃあ次の問題に移ります。市街化調整区域の公共下水道の受益者負担金の問題についてであります。先ほどの答弁は公平性の問題について今後も研究していきたい、こういうことであります。それと123の事業体を調べられたと、こういうことであります。で、米子市においてはほかのところと大きく違うところがやっぱりあるんですよね。それは何かというと、固定資産税の都市計画税を取っているかいらないか、それとまた全

体に固定資産税を0.1%上乘せしているという特別事情があるという上において下水道を市街化区域、市街化調整区域両方に実施してきていると、こういったことであります。そういった中であって、先ほどの調査は123事業体があつて80%ですか、が受益面積によって賦課、それ以外が定額ないし定額プラス面積と、こういうようなことの調査結果であります。これについては、先ほど言いました都市計画税あるいは固定資産税の上乗せ、こういったものがどういうふうに絡んでいるのか伺います。

○（中村議長） だれ、答弁。

田中下水道事業監。

○（田中下水道事業監） 議員さん御存じのように、米子市は都市計画税を取っておりません。前回も申しましたけど、公共下水道というのは公衆衛生の向上、それから快適性の向上というものが目的でございますので、市街化調整区域でも市街化区域でも同じというふうに解釈しております。

○（中村議長） 森議員。

○（森議員） そんなことは聞いてないんですよ。先ほどのね、123事業体、今、答弁のあつた123事業体のうちのこういった割合ですっていうのは、それはいいですよ。それについて条件が米子市と同じ条件のものはどこがあるんですかっていう話聞いてるんですよ。米子市は別でしょ。都市計画税を取ってない。それから固定資産税を0.1%上乘せしている、そういった自治体です。ほかの事業体と比べるときに、それが一緒じゃないと意味がないでしょ。そのことについて聞きます。

○（中村議長） 田中下水道事業監。

○（田中下水道事業監） 今、研究中ですのでそこまではまだ調査しておりません。

○（中村議長） 森議員。

○（森議員） この下水道の問題なんですけれども、市長、これから市街化区域がほぼ終わりに入って、長らくあと何十年間か市街化調整区域にこの建設が続くわけなんです。その中で面積に応じて負担金を取っていくかいかないかということは大きな問題なんです。そこは、前回3月の質問のときにもかなり私は詳細に言ったつもりなんですけれども、公平性の観点で市長が研究すると先ほど答弁をされました。公平性が今、現時点で、私はないと思ってるから質問してるわけですし、市長はね、ここんところに、公平性はちゃんと担保していると、こういうふうに考えとられるのか。そこでももちろん公平性を担保するために研究すると言っておられるので、公平性が完ぺきではないと、そういうふうに思っておられると思うんですけれども、そのあたりを伺います。

○（中村議長） 野坂市長。

○（野坂市長） よりバランスのとれた賦課の方法があり得るのかないの

か等を含めて、今、研究させているところでございます。

○（中村議長） 森議員。

○（森議員） 一生懸命検討と研究という言葉を使い分けられておりますが、別に私は研究でいいですけども。この問題は本当に、市街化区域の面的整備と市街化調整区域の線的整備、ここのところで大きく違うところをどのようにそれが同じものだという形で負担金を取っていくのかということに、やっぱり本当に大きな政治的な判断があると思うんです。幾らこれは下水道事業監がこうだと思ったとしても、これは職員にはできない判断なんですよ。市長がどう思うかっていうことなんです。要するに、もともと都市計画税を取らずにこの下水道事業を始めた、それからまたそのかわりの財源として全体の固定資産税を0.1%上げているという、こういったことの中でどこにその調整区域と市街化区域との間の公平性を担保していくのか、また調整区域の規制のされている調整区域の側の利点といったものを出してくるのか、そこんことだと思うんですよね。片っ方では物すごく規制だけしといて、だけども負担金は全く一緒。確かに下水道事業だけの話からすればそうかもしれませんよ。政策全体からすればこれは違うんじゃないでしょうか。その政策全体から見た点での、市長の判断というものを伺いたいんですけど。

○（中村議長） 野坂市長。

○（野坂市長） 議員がおっしゃるような視点も確かにごもっともだと思っております。そういう点も含めてどういう賦課の方法があり得るのか、さらに研究させていただきたいと思っております。

○（中村議長） 森議員。

○（森議員） ぜひ研究していただきたいと思います。それで先ほどの調査結果の中で、定額プラス面積とか、あるいは定額という場合もあったというようなことであります。結局、前の答弁でもありましたように、事業費をどれだけの形でその区域で負担をしていただくかと、こういうことになるんだろうと思います。その負担の仕方といったことがやっぱりみんなが納得できるものでなくてはならないなというふうに思います。特に市街化区域と調整区域の大きな違いはやっぱり宅地の広さだと思うんですよね。市街化調整区域の方がやっぱり広い、もともと農家だったというようなところが結構あるんで、そういったところは敷地が広いお宅がたくさんあります。そういったところがやっぱり同じような受益をして、同じ受益で同じ負担をしていくというようなことが一緒になっていかないとはいけないんじゃないかなと思っています。特に、この問題は、もう1つ下水道の問題である農業集落排水の方の負担金と絡んでくる問題だと思います。農業集落排水は事業費の6.75%を加入者数で割っていくということで負担金が決まっていた。ですからどの家も同じ負担金を払っていくと、こういった制度です。それを一方で見ながら、片っ方では面積が

広いからということだけで、ほぼ同じ下水道という受益の上からすれば同じ受益のこの公共下水道では負担金が違ふと、こういうことがなかなか理解がしにくいのではないかなと思います。また、この負担金が違ふということでまたこれが1つになっていくという、どうも片っ方で下水道の審議会の方で料金がいろいろ検討されてるようですけども、これ集落排水と公共下水を一緒にしていくと、そういった考え方もあるようですけども、負担金がもともと違ふもの、スタートが違ふものというものを一緒にしていくというのがいろいろ難しいものだと思っています。そういったものも含めて今後研究をしていただきたい。で、近いうちに結論を出していただいて、30年も続いていくわけですから、早く結論を出してやっていただきたいということを申し述べておきたいと思います。

次に、無益な差し押さえについてであります。現在622件を分類中であると、こういった答弁でありました。この件についての、去年の12月やりとりしてるんですけども、塩漬けの土地をこのままずっとやっておいても、固定資産税も毎年毎年課税をしていくだけ、結果的に収納率が下がると。ところがこれが差し押さえを解除して任意売買ができれば競売より高い値段で売買がされ、新しい地主が、あるいは新しい持ち主が固定資産税を払ってくれると、こういうことで米子市にとっても非常に有利なものだろうというふうに考えております。これは一日も早くこの考え方、方針を整理していただきたいと考えるんですけども、その上でもう1回確認しておきたいんですが、国税徴収法における79条の2だったでしょうか、無益の差し押さえとわかったときかな、そういったときには差し押さえを解除しなければならないと、こういった条文があるわけです。これについて、それは一つ一つの差し押さえ案件について調査をして、あるいはその調査をしてくれということがあったときに、調査しなければならないものだというふうに私は思っていますが、そういった個別の案件がこの整理方針がはつきりする前としまししょうか、そういったときがあったときに、差し押さえを解除行うんですか、行わないんですか、そこをもう1回聞いておきたいと思います。

○（中村議長） 足立市民人権部長。

○（足立市民人権部長） 国税徴収法にいますこの差し押さへの解除でございますが、解除の要件は議員承知のとおり、全額完納というのが第1点でございます。そのほかに解除の要件としましては、債権ですね、市税が発生する前の債権がどのくらいあるのか、それからその不動産の価値がどのくらいあるのか、その辺のバランス、それを見ながらということになっております。判例等によりますと、確定する債権と申しますか、バランスが確定するというのは最終的な競売なり公売されたその時点で判断されるという判例も出ております。ですから、米子市としてはその中途の段階では価格が上がったり下がったり、それから債権も上がったり下がった

りということになりますので、その時点ではなかなか判断は難しいだろうなというように考えております。ですので、法令にいいますとおりの措置、対応をしていきたいと、このように考えているところでございます。

○（中村議長） 森議員。

○（森議員） 今の話でいきますとね、解除しないという話なんですよ。要するに競売まで解除しないということですから。そういうことではなくて、12月のやりとりの中では九十何%が配当なしで終わってるんですよ。競売をされてしまって、九十何%が配当なしで終わってしまってるということは、その九十何%というのは無益な差し押さえだったということなんですよ、いわば。だからこの部分が、例えば債権処理会社あるいは信用保証協会、そういったところと銀行なんかと一緒に現在の土地の評価額、そういったものを鑑定評価を持ってきながら、これが任意売買をしたいという案件を持ってきたときに、現在の債権額、そしてその評価額、そういったものがこういう状態にあるといったものを持ってきたときに、それを本当に解除するのかわからないのかっていう話なんですよ。それが競売になればもちろん確定するのはわかりますよ。だけれども、それを待たないと今までどおり本当に解除しないのか、そういった案件を個別に持ってきてちゃんと鑑定評価あるものであればどうするのか、あるいはそこでもう1回市の方で鑑定評価をして判断するとか、そういうことをするのか、そういったことが私は聞きたいということで伺います。

○（中村議長） 足立市民人権部長。

○（足立市民人権部長） 中途の段階でどうなのかということでございます。滞納の整理ということでございますので、いわゆるはんこ代というような滞納額からすれば相当額の低いところで、これで解除してくれというお話が我々のところにも来ます。やはりそうした場合にその解除をするに当たっては原則としては完納という原則、我々としては持っておりますけれども、それを低額なもので解除するということになりますと、やはりこういう話、米子市はそれで解除してくれるよということになれば、結局滞納額、それをそのまま払うということにはばからしいと、逆にそういうモラル的なところがありはしないかというのが我々としては危ぐするところでありまして、原則どおり我々としてはやりたいというように考えております。

○（中村議長） 森議員。

○（森議員） ちょっと、部長のニュアンスが変わってきたなと思って心配していますが、この問題は国税徴収法の79条の2の解釈の仕方だと思うんですよ。それがいつの時点かというところで、とにかくその競売の時点だということを、今のは貫くんですよという言い方なんですけど、本当ですか、もう1回聞きますよ。

○（中村議長） 足立市民人権部長。

○（足立市民人権部長） 今の段階ではそのように考えております。

○（中村議長） 森議員。

○（森議員） ちょっと大分後退してしまったんですが、市長、結局、こないだから議論してるのは、622件にも上る差し押さえ案件があるんですね。それについてはいわゆる塩漬け債権がいっぱいあるわけですよ。で、うちが差し押さえを解除しないがためにずっと何年も何年も塩漬けのままにいつているわけです。これは、うちは毎年毎年、固定資産税かけるんですね。だけど塩漬けですから、かけるけども徴収率は絶対上がらない。徴収は全然できないわけですよ。既にその土地はたくさんの抵当がついていてたくさんの債権が乗ってるわけです。もうバンザイしてしまって、もうそのところは全然動かない、塩漬けになってしまっている。それを、もうその債権者たちが安くてもいいけんたくさん、例えば100万としましょうか、評価額100万円の土地だとします。実際にはそこに現在の銀行が1,000万そこをもとにして貸しているということがあったときに、もう安くてもいいからということでそれが任意売買で100万円とか120万とかあるいは70万でも売るということで、そういう任意売買がしたいと、そういうものを想定して話をしてるんです。うちの場合は、全部完納しなければそれは差し押さえ解除しないよということをずっと貫いている。そうすると、いつまでたってもその債権は競売をしない限り動くことがないわけです。そうすると競売をしようとするとその評価額の半分ぐらいでしか売れないわけですよ、銀行としてももうそれ損するしかないんです。それを、任意売買をすれば若干なりとも銀行もいいし、それからうちも持ち主がかわって税金をいただけると、こういうことなんですよ。そうすれば米子市の、またそこは土地が、地主が動くことによってまた新たな経済活動がしてもらえる、そうすればまたそこから事業に伴っての税金も入ってくる。こういうことなのにもかかわらず、うちはもうすべて、だめだよ、完納するまでは差し押さえ取りませんよというふうに言ってるわけです。これは米子市にとっても債権者にとっても債務者にとっても不幸なことではないですかということで、質問をしてるわけです。このことについて、他都市では先ほど部長の方からはんこ代ということがありましたけど、はんこ代で差し押さえ解除してるところもある。けども米子市と松江市は、それは完納しなければだめだという態度をしている。ここんところが大きく違うところなんですけれども、これについて、差し押さえを解除して土地を動かせばその分米子市に税収も入ってくるということで、それをやった方がいいじゃないですかという提案なんですけど、市長、いかがでしょうか。

○（中村議長） 野坂市長。

○（野坂市長） 税はですね、公平、公正に扱わないかんものだと思っております、あくまでし意性は排除せないかんわけですし、また法は法と

してあるわけでございますので、原則にのっとって対処してまいりたいと思っております。

○（中村議長） 森議員。

○（森議員） 教科書の回答をいただいたんですけれども、改めて現在の米子市の態度が余計に米子市の経済活動、それから米子市の税収の落ち込み、こういったものも助長させているということを申し上げ、そしてその態度を変えていくことが米子市の税収アップ、それから経済活動の活性化につながるということを申し上げて、次の質問に移ります。

調整区域の限定宅地の固定資産の課税の問題ですが、ここで非常にたくさんあってできないんだというような答弁でした。それでまた10月1日からの規制緩和によってより複雑になって余計大変になってできないよみたいなこと、そういった答弁だったと思います。ところがですね、私はこれは本当におかしいと思います。限定宅地と既存宅地の間に実勢価格に差が生じていることは認識してる。けども固定資産の補正ができると、確かにできる規定ですよ、その評価額を補正することができるという、できる規定ですけれども、この価格に差が生じていることを認識していてそのできる規定の補正をしないというのは、私はおかしいんじゃないかと思うんですよ。このことは、数が多いから少ないからの問題ではないと思うんですよ。確かに規制緩和がなされたといってもその規制緩和に外れた地区もあるんですね。少なくともそこだけはしなくてはならないし、今まで黙って何も知らずに払ってきたその土地の所有者は、私は大きな問題だと思うんですよ。ここはぜひ解決をしていただきたいと思うんですけれども、もう1回答弁をお願いしたいです。

○（中村議長） 野坂市長。

○（野坂市長） 先ほどの答弁で申し上げましたけれども、今、種々の観点から研究させているところでございますけれども、限定宅地の固定資産評価額は他の宅地と比べてどの程度補正すべきなのかなかなか結論を得るに至っていないというのが現状でございます。また、実際にやると、補正をするということになったときに、どういうやり方、見直し作業があり得るのかということも研究をしておりますけれども、これにつきましてもなかなか妙案がなくて、引き続き検討課題、課題解決に向けて研究してまいりたいと思っております。

○（中村議長） 森議員。

○（森議員） 去年の12月からこういった状態なんですけれども、私、時期、時限をつけて時期に限りをつけてこういったことをやっていただかないと、課長もかわる、担当者もかわるという形でこれがずっと研究していけるものでないと思うので、それで担当者を決めて、いついつまでというようなことをやっていただきたいと思うんです。きょうはここでいついつまでということの答弁は求めませんが、私も長い間この問題に、直

接担当課と担当職員と話をしながら全然進まなくて、ついに議場に持ち出し、それで1回議場で質問をし、そしてその続きをまたここでやっています。何年かかかってきたかなと思っても結局前に進んでない状態です。これを何とかその時限を含めてやっていただきたいということを申し添えて終わります。